福山市公告第１１８５号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の５第１項の規定に基づき、福山市が発注する福山市斎場残骨灰処理及び有価物精錬業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続などについて次のとおり定めたので、同条第２項並びに令第１６７条の６第１項及び福山市契約規則（昭和４１年規則第１３号）第２７条の規定により公告します。

２０２６年（令和８年）１１月９日

福山市長　枝広　直幹

入札公告日

２０２６年（令和８年）１１月９日（月）

１　競争入札に付する事項

(1) 業務名

福山市斎場残骨灰処理及び有価物精錬業務

(2) 業務場所

福山市沼隈町大字常石７１３４番地１ほか

(3) 業務内容

福山市斎場残骨灰処理及び有価物精錬業務委託仕様書による。

(4) 業務期間

契約締結日から２０２７年（令和９年）３月３１日（水）まで

２　入札参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者で、入札参加資格の確認において、その資格があると認められた者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定による入札参加資格の制限を受けていない者であること。

(2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号まで及び第６号の規定に該当しない者であること。
(7) ２０２４年度（令和６年度）以後に、福山市又は他の官公庁と残骨灰の減容化及び無害化処理に関する業務を完了した実績を有すること。
(8) 残骨の供養地を所有又は使用権原を有すること。

3　入札参加資格審査の申請書類について

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書（様式１）の提出と併せて次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、次の(2)から(5)までに掲げる書類は、申請書を提出する日の３か月前の日以後に発行されたものを添付すること。

(1) 入札参加資格審査申請書受付票（様式２）
(2) 商業登記簿謄本（写しでも可）
(3) 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のないものは、申立書（様式３）を提出すること。）
(4) 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明したもの）
(5) 印鑑証明書（原本）
(6) 使用印鑑届（様式４。実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）
(7) 委任状（様式５。入札、契約締結等に関する権限を支店長等に委任する場合に提出すること。）
(8) 誓約書（様式６）
(9) 実績報告書（様式７）
(10) 残骨の供養地の概要及び同地の使用権原を示す書面（不動産登記事項証明書、契約書の写し等）
(11) 資格確認結果通知書等の送付用封筒（長形３号封筒に宛先を記入の上、切手４１０円分を貼付し、「速達」と朱書きすること。）

4　入札に関する質疑について

(1) 本件に関して質疑がある場合は、所定の質問書（様式８）により、電子メールで提出すること。電子メールの件名は「福山市斎場残骨灰処理及び有価物精錬業務委託に関する質問」とすること。照会先は「14　担当課」のとおり。
(2) 上記(1)の受付は、２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）午後５時までとする。
(3) 質疑に対する回答は、２０２６年（令和８年）１１月１９日（木）までに、福山市ホームページに掲載する。

５　入札参加資格審査申請書類の提出期間・方法及び場所

⑴ 提出期間

２０２６年（令和８年）１１月９日（月）から同月１９日（木）まで（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第２９号）第１条第１項に規定する市の休日を除く。）の午前９時から午後５時までの間とする。

⑵ 提出方法

申請書の提出は、持参、郵便又は信書便（郵便又は信書便の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。））により提出すること。書留郵便等の場合において、２０２６年（令和８年）１１月１９日（木）午後５時までに必着させること。

⑶ 提出場所及び申請に関する問合せ先

「14　担当課」に同じ。

※申請書は福山市ホームページ（https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp）からダウンロード可能

６　入札参加資格確認の結果通知

⑴ 入札参加資格確認の結果については、２０２６年（令和８年）１１月２７日（金）までに書面により資格確認結果通知書を発送する。なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を記載する。

⑵ 入札参加資格を有するとの決定を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）以外は、この入札に参加することができない。

７　入札参加資格の喪失

⑴ 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。

ア　上記「２　入札参加資格要件」を満たさなくなったとき。

イ　入札参加資格申請書類について虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

⑵ 上記前項の規定により入札参加資格者が入札に参加できなくなったときは、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

８　辞退について

入札参加資格審査の申請を行った者は、入札辞退届（様式９）を開札日前日までに直接持参（書留郵便等による場合にあっては、開札日の前日までに到達するものに限る。）することで入札を辞退することができる。入札執行中にあっては、辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。

9　入札書の作成方法

(1) 入札書は、様式１０を使用すること。

(2) 入札金額の訂正は認めない。また、提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることはできない。

(3) 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、仕様書、別添契約書（案）及び規則（以下「仕様書等」という。）を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

(4) 入札書に記載する金額は、業務の履行に必要な全ての経費を含めて見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とすること。

10　入札及び開札の日時等

(1) 入札書の到達期限

２０２６年（令和８年）１２月４日（金）午後５時までに必着とする。

(2) 入札書の提出方法及び提出先

持参又は書留郵便等とする。

提出先は「14　担当課」に同じ。

詳細については、「入札書提出の手引」を確認すること。

(3) 開札日時

２０２６年（令和８年）１２月７日（月）午後２時

(4) 開札場所

福山市役所東棟３階３０２会議室（福山市東桜町３番５号）

(5) 開札時の立会いは任意とする。この場合において入札参加者等が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(6) 入札室（福山市役所東棟３階３０２会議室をいう。以下同じ。）には、入札参加者等、入札執行事務に関係のある職員及び上記(5)の立会い職員以外の者は入室することができない。

(7) 入札参加者等は、開札の時刻後においては、入札室に入室することができない。

(8) 入札参加者等は、本人であることを証明するに足る証明書（社員証等）を携行し、入札関係職員から求められた場合は提示しなければならない。また、代理人の場合は、委任状（様式１１）を提出しなければならない。

(9) 入札参加者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札室を退室することはできない。

(10) 入札室において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札室から退室させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

11　無効とする入札

次の入札は無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

⑴ 入札参加資格を有しない者が入札したとき。

⑵ 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

⑶ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

⑷ 入札者が２以上の入札をしたとき。

⑸ 他人の代理を兼ね、又は２以上を代理して入札をしたとき。

⑹ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

⑺ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

⑻ 再度の入札をした場合においてその入札が１であるとき。

⑼ 指定された方法以外により入札書を提出したとき。

⑽ 入札書に記名押印がなかったとき。

⑾ 前各号に掲げるもののほか、規則又は特に指定した事項に違反したとき。

12　落札者の決定

⑴ 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で、地方自治法施行令第１６７条の１０第２項に規定する最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

なお、最低制限価格の設定基準は、予定価格の１００分の８０とする。

⑵ 落札となるべき同価の入札が２以上あるときは、直ちに入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

⑶ 上記⑵の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

⑷ 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札者は落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の１００分の１１０に相当する金額）の１００分の５に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。

⑸ 再度入札は２回まで（初回の入札を含めて３回まで）とする。再度入札を実施する場合は、郵送等によらず、指定する日時及び場所に、入札書を持参すること。

⑹ 再度入札が１の場合は、無効とする。

⑺ 入札した金額が最低制限価格未満の者は失格とし、再度入札には参加することができない。

13　その他

(1) 契約の締結

ア　落札者は、本市が定める日まで（落札者決定から５日以内）に契約の締結を行うものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

イ　契約担当職員が契約の相手とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

ウ　契約書は２通作成し、各自１通を所持するものとする。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 業務委託料の支払

業務委託料の支払は業務完了後、請求に基づき行うものとする。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(5) その他

ア　この入札に際しては、入札心得を承諾の上、入札すること。

イ　入札参加者等は、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。

ウ　入札参加者等又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については全て入札参加者等又は契約の相手方の負担とする。

14　担当課

〒７２０-８５０１

福山市東桜町３番５号　福山市役所本庁舎１階

福山市市民局市民部市民生活課

Mail：shimin-seikatsu@city.fukuyama.hiroshima.jp

TEL：０８４－９２８－１０６９（直通）